

燃えたてよ！

## 税理士の使命感

‘74年新春に思う 萩野弘康

物価高に悩む国民、石油不足による生産の停滞、日本経済は、起因する中小企業の停滯、日本経済は、第二次世界大戦直後にも匹敵する危機にひんしていいる。高度成長政策によって名目的な経済成長を遂げる中で、中小企業は、恒常的な人手不足と時おり行なわれる金融引締めによって、その安定成長を妨げられてきた。中小企業は、自らの興廃をかけて、持前の勤勉さと英知を結集して、ありとあらゆる合理化により組みこれらを乗り切ってきた。ようやく安定成長のベースをつかみかけた矢先に起きた。オイルショックと高度成長政策の破綻は、中小企業に新たな重荷を背負わせることとなつた。

中小企業は、「人」も「金」も

一九七四年は、激動の幕である。明けで

一年間のインフレ、モノ不足による倒産は七百二件にも達し、中小企業に厳しい経営危機を反映している。

倒産の増勢は続き、三、四月をヤマにその後も高水準で推移するものと予想されている。

中小企業の危機は、税理士の危機である。

我々は、このような憂慮すべき事態に直面し、中小企業に影響を与える法律の制定改廃と中小企業を苦境に陥し入れる諸要因に敏感に反応を示さなければならない。

大企業が巨大資本に物をいわせた。「売り惜しみ買いだめ」を行なって、「商法改正案」は、租税特別措置法によつて大企業が立法段階で租税回避をしていく考え方と同一の延長線上にあると言つても過言ではない。

「商法改正案」は、租税特別措置法によつて大企業が立法段階で租税回避をしていく考え方とともに、「税理士法改正」に関する基本要綱の精神を踏みにじるうとする「商法改正案」を全国青年税連の総力を結集して粉碎しなければならない。

◆批判と批難は違う。

批評し建設的意見を述べることとともに、「税理士法改正」に関する基本要綱の精神を踏みにじると欠点のみをあげつらうこととは異なる。青年とは批判の思考方法を継続し得る者のみをいう。



新春号

「物」も極度に不足がちな経営環境の中でどうやって生きていくのだろうか。

個人タクシーの燃料が一番先に減られ、中小工務店の建材の供給は止まり、それぞれ「生存権」をかけて街頭デモに打つて出た。

昭和四十八年十二月の企業倒産は件数で九百件をこえ、負債金額では戦後二番目の記録となつた。

原因別ではインフレ、モノ不足による倒産が著しく増加し、昨年

では戦後二番目の記録となつた。

強者は益々強くなり、弱者は益々弱くなると指

されるを得ない。

我々が「法の精神」を犯す「法案」に反対するのは、当然のことである。

今国会に上程されている「商法改正案」の内容が、「大企業の粉飾決算を合法化し」「租税法律主義を崩壊させ」「立入り調査権や記帳義務の強化により、中小企業を圧迫する」等々大企業優先の法案であることは明白である。

このように、三ヶ月の努力により税理士、三十年間を保証できれば大して苦にならない。

まして次の税理士法改正のための肥料を播いていくと思えば。

◆商法もいよいよ大詰め。

ここ一二、三ヶ月の努力により税理士、三十年間を保証できれば大して苦にならない。

まして次の税理士法改正のための肥料を播いていくと思えば。

ここ一二、三ヶ月の努力により税理士、三十年間を保証できれば大して苦にならない。

まして次の税理士法改正のための肥料を播いていくと思えば。

ここ一二、三ヶ月の努力により税理士、三十年間を保証できれば大して苦にならない。

ここ一二、三ヶ月の努力により税理士、三十年間を保証できれば大して苦にならない。

近代においては「法」があり、弱者と強者を法の下に平等の位置におかしめようとしている。

このような「法の精神」の実現こそ、近代国家に課せられた責務なのである。

ところが、現実に、中小企業と税理士の周囲に惹起している法律の制定改廃をみると、強者は益々強く、弱者は益々弱くなっている。

このわれわれの説得力であると思ふ。の会員諸兄姉の一年の健勝を祈念する。

◆はや七十四年を迎えた。

青年期の税理士会にとって無事

平穏な年はないが、ともかく全国の会員諸兄姉の一年の健勝を祈念する。



本年度も前半を終了した。これを活動の成果及び反省の時期としていた。

商法問題では日税連の突然の後退で、全青税は未練の試練に曝されこととなつた。そのプロセスには厳しさがあつたが、「国民會議」の誕生へ連携させ、これで運動の途絶を防ぎ、むしろ質的転換を遂げることで法案を国会で立往生させ得ることが出来たのである。私心を捨てて「商法」の本質に迫ることから、国民的な認識を広げたことは成果として高く評価出来る。

### 幻の運動

#### —付帯決議の明文化

日税連を「商法収束」へ追い込んだ状況が或る意味で推測出来る。それ故に「付帯決議の明文化」運動が、いかに空しい幻であることか。古今、洋の東西を問わず脱落者は、必ずこのように問題のすりかえで自己弁護に専念する。

自己弁護はその範囲において、卑劣ではあるが敢えて追及しない。しかし問題のすりかえを運動とする以上、眞実の目を奪う悪辣な結果となる中から断じて許すことは出来ないのである。そこに云う「収束は」今や、「敗北」と同義だ。どうしても、(Q)には抗し得

語であることが鮮明となつた。これを日税連の決定であるとして論理に優先させ、これに従うことを以つて「規律」であると云う主張を破廉恥にも全青税に持ち込んでいたのではない。

われわれは商法運動の過去において、一度でも日税連を保護者と考えたことは無かつたし、また日本税連への忠誠から「商法」に抗して、会員の総意を無視し、自主

ぬとの説が一般化して、これが占領期間の未曾有の長期化となり（近代史に稀なほどである）、引続いて独裁にも等しい保守政権の持続という。今日の現象をもたらしたのである。

「商法」において、もし全青税が日税連の敗北に従属すれば、それは悲しむべき組織の終焉である。大会宣言を破棄することであつて、会員の総意を無視し、自主

いのである。決定的なことは、国民への大変なる背信である。

#### 「収束」はコダの行為

日税連の前会長は、税理士法改正の運動を想定して「商法収束」を決断したと説明し、同理事会もこれを躊躇なく追認した。

額面どおりとしても、「商法」を国民的視野で判断すれば、税理士を放擲する事に通じる。これこそ日税連を批判する資格を失すことである。その結果、眞面目な会員に断絶感を与える、今後の組織活動は全く無氣力なものとなるであろう。

が、時の権力G H Q（進駐軍）は直前に中止を命じ、決行か中止かで議論が割れ、中止が大勢を制し、後史に印した影響は深刻であつた。どうしても、(Q)には抗し得た。

そこで、當時の権力G H Q（進駐軍）は、その一部幹部さえ籠絡すれば、税理士会を制肘出来る過信を許し、最早これは「規律」ではなく、「統制」という憂慮すべき事態を自分から招きよせることになりかねない。

# 主張 極限に耐え 自主性を貫ぬ」

二十余年になるが、敗戦下の悪性インフレと低賃金、首切り旋風から労働界はゼネストを計画した。いわゆる二・一ストである。

すぐれて知られる通り、日税連に渡したユダのバーチンである。

すでに知られる通り、日税連による税理士法改定の基本要綱は、

第一税法、そしていわゆる憲判状事件という分派行為は、国民会議へ参加する以前から存在している。われわれがただ傍観することを与えたという批難があるが、これも脱落者の迷言である。校友会

第一税法、そしていわゆる憲判状事件という分派行為は、国民会議へ参加する以前から存在している。われわれがただ傍観することを与えたという批難があるが、これも脱落者の迷言である。校友会

第一税法、そしていわゆる憲判状事件という分派行為は、国民会議へ参加する以前から存在している。われわれがただ傍観することを与えたという批難があるが、これも脱落者の迷言である。校友会

ここで国民の利益を損つては、基本要綱にある納税者の権益擁護は空文となる。これはロジカルな問題ばかりでなく、今後の法対活動に当たり、日税連の体質に警戒を覚えるのである。

望んだことではなかつたが、日税連の敗退で却つて全青税は展望を開いた。一人の味方は去つたが、より多くの味方、国民各層に近づくことが出来たのである。

全青税が国民會議へ参加したことで分派と称し、他の分派に口実を与えたという批難があるが、これも脱落者の迷言である。校友会

#### 極限こそ真偽の鏡

「商法」に限らず制度問題で、われわれは今後も極限に立たざるであろう。極限に至りはじめると、真偽が明瞭となる。制度の確立は妥協や敗北の産物ではない。銳く矛盾と対立し未練の試練に耐えてこそ約束される。こうしたわれわれを分配と名指すのなら、輝しき

村田昭君が全青税を退会したことを知ったのは、確か昨年十二月初め、高橋大税会副会長とある用務でお話している際のことである。その後、彼の記した48・11・12記「全青税の会員諸兄に訴える」のコピーを入手し通読して間もなく、税理士界12月11日、号さらにN P通信で同主旨の掲載文を見てアット驚いた次第である。

それは、彼が全青税を退会したこととは別にその行動力の敏捷さと自己弁護力の逞しさにある。

私が彼と知り合ったのは昭和44年彼が全青税の代表幹事に就任した年で私が税対委員として初めて全青税活動に入った時であり、以来私は理事として又税対委員として全青税活動を共にした仲間であった。その間彼の行動力の逞しさ、全青税に対する熱情には尊敬の念をいだいていた者であるが、その彼がとった今回の処置は何とも後味の悪いしかも強烈な人間真さを見せつけられた思いで誠に残念でならない。

村田昭君が全青税を退会したことと、彼が全青税を退会した理由は機関紙第19号、第23号、48・11・27記の弁明書 税理士界第612号それ記「全青税の会員諸兄に訴える」にN P通信等への一連の掲載文より全青税執行部の事業活動に対する批判と独善に対する抗議の手段として取った処置であると弁明しておられるが、もしさうであるならば彼は会長職を辞したのも理事（彼の言によれば平理事）であつたはずであり理事会で堂々と自己主張を何故しなかったのか、私の記憶が誤っているければ彼は47年度以後は一度も理事会に出席していないかったと思うが何故か、元会長であつ者が平理事として出席し発言することに何かの抵抗を感じてのことでもあるまい。

さらに、機関紙23号に掲載された村田論文については10月23日の理事会で延々数時間にわたって広報部の独自性について論議がなされたが、朝日、毎日等の日刊紙と同様

署名簿の中間集計報告を受けるべき電話」をした際にもそのような意見は一言も聞いておらず両連盟より議案書通りのご報告を受けた次第である。彼の言動は何を意識してのことか全く不可解なことといわねばならない。

彼が全青税の理想の灯を永遠にともしつづけることを真に願うならばこのような一連の仰々しく派手な行動に走らず自我をおさえ冷靜な判断のもとに共に考え共に行動部批判をするものは切れとか会報に掲載すべからずといったものではないことを青税連の名譽のためにも明きらかにしておかなければならぬ。

理事会での発言にも村田論文はその内容から執行部批判といった建設的提言とは云いがたく單に自己主張をしているにすぎず論旨そのものも中傷としかとれず又、現会長が就任前に重点方針原案の相談に來たさい提案した「総合企画室構想」を理事会が否決したことに対する批判文などはまるで行政を思い出させるようではないかとの批判が加えられた、さらに署名簿の取り扱いについて鹿児島、埼玉両連盟の意向などは事実に反し、その間彼の行動力の逞しさを見せつけられた思いで誠に残念でならない。

現執行部は彼が云つてゐる如く独善的でも権力的でもない。総会での決定事項に従い理事会での民主的な討議を経て会務執行を行なつてることを全国の会員諸兄に責任をもつて報告し、執行部は常に反省の上に立つて現実をみつめつつ会務運営を行なつてゐるし、これからも会員と共に前進することを確信をもつて断言する。

## 一 村田昭君の投稿に思う

境 懇 (大阪)

### 全国青年税理士連盟 「ヨーロッパ税理士制度視察団」の御案内

西ドイツ・フランスを中心とするイギリス・イタリ

ー・北欧三国などの職業会計人の生活・職業立法はどうなっているかを視察します。

期間 4月末日から5月初旬まで

費用 30万円（他に各コースにより10万円～20

万円を御用意願います。）

事務局 東京都中野区東中野1～51～13  
秀和中野レジデンス602号

T E L 03-371-5571

税理士湖東京至事務所

# 納税者の権利擁護

49. 1. 17

それは納税に対してすべての人  
が相等しい事である。即ち本来的に  
考へるならば、そこには権力者  
であるが一般国民であろうがす  
べての人々が相等しい事を言うの  
である。それでははたして租税の  
平等という事はありえるのである  
か、私は理念としての租税の平等  
はありえると思う。なぜならこれ  
は我々が理性の判断によつて得た  
最高の概念であるからだ。しか  
しながら今は資本主義国家であ  
る。この中においては租税の平  
等は力関係で定まるものだ。でも  
ここに我々税理士は理念とし  
て租税の平等を常に求めて仕事  
をしていかなければならぬ。されば  
ならない。

理念としての租  
税の平等はどん  
の税務代理等の純  
務について

I 税平等の原則について  
それは納税に対してすべての人  
が相等しい事である。即ち本来的に  
考へるならば、そこには権力者  
であるが一般国民であろうがす  
べての人々が相等しい事を言うの  
である。それでははたして租税の  
平等という事はありえるのである  
か、私は理念としての租税の平等  
はありえると思う。なぜならこれ  
は我々が理性の判断によつて得た  
最高の概念であるからだ。しか  
しながら今は資本主義国家であ  
る。この中においては租税の平  
等は力関係で定まるものだ。でも  
ここに我々税理士は理念とし  
て租税の平等を常に求めて仕事  
をしていかなければならぬ。されば  
ならない。

II 税平等の原則

一言でいえる事は理念として考  
えられると現在の税法は平等でない点  
がかなりあるように思われる。た  
とえば大法人と中小法人を比較し  
た時税法は大法人優遇の構造的特  
質をもつてゐる又個人所得者相互  
間の観点からの不平等についてみ  
るならば利子所得、配当所得、譲  
渡所得についての優遇が顕著であ  
る、すなわちこれらの所得のある  
人は一般に高額所得者でこのよう  
な人々に税負担が低くなるよう  
されている。

## III 税務代理等の独占について

まず理念としての独占を求める  
その上で理念としての独占を求める  
行動していかなければならないと  
思う。かかるに現行税理士法のよ  
うな中正の立場に立つて行う税理  
士業務は税務当局の補助的機能を  
果す為のものであつて理念として  
の平等理念としての独占とは大き  
く矛盾するのである。ここで我々  
税理士はあくまでも納税者の権利  
擁護の為に税理士業務を行なわな  
ければならない。

しかしながら行政権優位の構造  
をもつて現代においては、この原則  
の実践的機能が強調される必要が  
ある。なぜなら税法律の国会での  
審議はほとんど無修正であり、法  
律委任による政令、税務行政府の  
内規である通達等、税法律制定の  
主導権は行政府側にあるため現実  
的にはこの原則は歪められている  
からである。

ここに納税者の代理人としての  
税理士の存在が社会的に要請され  
るゆえんがある。  
さて税理士が納税者の依頼によ  
り税務代理、税務書類の作成等に  
當り、依頼納税者の脱税所得を発

## 納税義務と税理士の使命

伊藤信幸（東京）

I 税平等の原則について  
それは納税に対してすべての人  
が相等しい事である。即ち本来的に  
考へるならば、そこには権力者  
であるが一般国民であろうがす  
べての人々が相等しい事を言うの  
である。それでははたして租税の  
平等という事はありえるのである  
か、私は理念としての租税の平等  
はありえると思う。なぜならこれ  
は我々が理性の判断によつて得た  
最高の概念であるからだ。しか  
しながら今は資本主義国家であ  
る。この中においては租税の平  
等は力関係で定まるものだ。でも  
ここに我々税理士は理念とし  
て租税の平等を常に求めて仕事  
をしていかなければならぬ。されば  
ならない。

II 税平等の原則

一言でいえる事は理念として考  
えられると現在の税法は平等でない点  
がかなりあるように思われる。た  
とえば大法人と中小法人を比較し  
た時税法は大法人優遇の構造的特  
質をもつてゐる又個人所得者相互  
間の観点からの不平等についてみ  
るならば利子所得、配当所得、譲  
渡所得についての優遇が顕著であ  
る、すなわちこれらの所得のある  
人は一般に高額所得者でこのよう  
な人々に税負担が低くなるよう  
されている。

III 税務代理等の独占について

まず理念としての独占を求める  
その上で理念としての独占を求める  
行動していかなければならないと  
思う。かかるに現行税理士法のよ  
うな中正の立場に立つて行う税理  
士業務は税務当局の補助的機能を  
果す為のものであつて理念として  
の平等理念としての独占とは大き  
く矛盾するのである。ここで我々  
税理士はあくまでも納税者の権利  
擁護の為に税理士業務を行なわな  
ければならない。

しかしながら行政権優位の構造  
をもつて現代においては、この原則  
の実践的機能が強調される必要が  
ある。なぜなら税法律の国会での  
審議はほとんど無修正であり、法  
律委任による政令、税務行政府の  
内規である通達等、税法律制定の  
主導権は行政府側にあるため現実  
的にはこの原則は歪められている  
からである。

ここに納税者の代理人としての  
税理士の存在が社会的に要請され  
るゆえんがある。  
さて税理士が納税者の依頼によ  
り税務代理、税務書類の作成等に  
當り、依頼納税者の脱税所得を発

は理念としての独占をいつている  
のであって理念としての平等は何  
ら矛盾しないと思う。すなわち我  
々に独占があたえられているのは  
高度な知識と教養が必要であり又  
國民の財産権を守る為の非常に重  
要な仕事についているからであ  
る。ただ我々税理士は、今まで  
あまりに独占を歌うがゆえに、義  
務をはたす事を忘れて来たように  
思われる。我々は独占という権利  
を主張する一方で積極的に義務を  
はたすべきだと思う。そこに初め  
て理念としての平等を実現してい  
くに大切な理念としての独占の意  
義があるのでと思う。

指導し、当局の不当調査に対しても  
は阻止して行き方現税法体系の  
不平等に対しては、理念としての  
平等、理念としての独占を実現さ  
せらるたためにこれを改正していく方  
向に行動しなければならない。と  
思います。

## 税理士の秘守義務

藤本要（大阪）

租税收入が国家の財政収入の大  
部分をもめる國家を租税国家とい  
い、その成立は近代国家以降であ  
り先進国のはとんどが租税国家で  
ある。

我国においてもその財政収入の  
大部分が租税によって賄われてお  
り、租税のあり方が国民から金銭  
が反対給付なしに國家権力で一方  
的にかつ強制的に徴収される点で  
國民生活のあり方に重大な影響を  
与えており、それは単に国民の財  
産権だけではなく、人々の生存権  
をはじめとするさまざまな人権を  
侵す危険性がある。そこで国民＝  
納税者の人権を國家＝税務行政府  
の専断的恣意的な租税の賦課徵收  
から擁護するため、租税の賦課徵收  
は租税法律主義の原則に拠らな  
ければならないと定めたのが憲法  
第30条及び第84条の規定である。

憲法第30条は納税義務だけの規  
定ではなく、租税法律主義を明らか  
にするかたわら現法律体系を認め  
た上で、納税者には適正な納税を  
する事になる。しかし私は税理士  
は理念としての租  
税の平等はどん  
の税務代理等の純  
務について

# 適正な納税義務の実現・シンポジウム報告

見する場合がある。脱税所得の形態としては、会計処理の誤り等過失による場合と二重帳簿等故意による場合とがある。前者の場合には税理士の指摘により容易に是正することができる。そして問題となるのは後者の場合である。

税理者の脱税を黙認して税務代理等をした場合にはその税理士は税理士法第45条の規定により「税理士が故意(第1項)又は相当の注意を怠り(第2項)真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類を作成したときは懲戒処分に処す。」と定められている。この規定は後述の第38条の規定と実際には矛盾するが現行税理士法が税理士取締法の性格上いたしかたがないが将来の税理士法改正の際に削除すべきである。

ここで我々は税理士法第38条により税理士には秘守義務が課せられることを銘記すべきである。即ち税理士はその業務を行

に当り納税者の所財産等プライバシーの範囲に立ち入り、これらの秘密を知る機会が多い。また税理者はこれらは秘密を税理士に打ちあけることによりその職務を忠実に行うことができ、そこに相互の信頼がなければならないはずである。違法な行為は秘密でなく何なんであろう。他の自由職業人にも繰てこの秘守義務が課せられており、これらは憲法の基本的人権の尊重の精神が基盤となつてゐるのである。

税理士がこれに違反した場合は一般懲戒があるほか、刑事责任として納税者の告訴により処罰される。唯本人の許諾ある場合、裁判所の証人喚問により(この場合でも刑訴法第14条の規定の準用で証言拒絶権を行使することが認められていて)その知得した秘密を口外しなければならない等正当な事由がある場合は除かる。

秘守義務違反に問われるのは税理士及びその使用人のみであり、その他の人々、即ち非税理士行為を行つて個人や各種団体の職員等には適用されない。故に秘守義務が課せられないこれらの人々が関与している納税者の権利は真に擁護されていないであろう。我々税理士はこの規定を重要視

## 租税公平と納税者の権利

細江美幸(名古屋)

し、そして納税者に訴えるべきで、權益を、のは正規の税理士のみある。「真に納税者の租税法上の権益を、」と。

つか取り組むべき問題であろう。  
5、ニセ税理士行為について  
眞のエキスパートによらない所の指導等は、納税者の権利を守つてすることにはならない。

- 現在の税務調査の行なわれ方  
現在分類されつゝある法人のランク付けを次のとく評価する。  
良い点……対象を適格に把握できる。  
人員の削減、調査の効率化  
申告者の品位の向上  
悪い点……ランク付けの根拠が明確でない。
- 一方的な決定である納税者側の意向が反映されない。  
公平が守られているかどうかに問題がある。
- 現在の措置法  
現在の措置法は、一面税の機動性に使われる反面、行政の一手段合があることから賛成できない。
- 現行の措置法  
現在の通達は税の運営上、不可欠に近い重要な地位を占めているが、問題はその決定の手続にある。現実の運営面において、法律と同等に近い力を發揮していられる通達の決定は、①官庁、②納税者、③中立(税理士)の三者の協議による審議会等の決定を経るが理想的と思われる。この改善がなければ、眞の租税法律主義とはな

- (1) 優良に近い法人については一般的の調査の代りに簡略に処理できること。  
(2) トラブルが少ないこと。  
(3) 税理士としても、トラブルらず、特に税理士が、納税者に代
- が少ないとから歓迎できること。  
しかしこれは租税法律主義の原則を逸脱し、法律外行政を許す素地を生む。また、調査自体が安易に流れていなかつて、さらに、申告モラルの低下を招く場面があることから賛成できない。
- 6、確認書と税理士  
この名古屋局管内で試行されている制度は、会計士の監査同様、定期的なものと言えよう。  
税理士のモラルの向上維持に努め、将来は、全国的かつ恒久的な制度とすべき努力が必要かと思われる。これの利点の一例を挙げるならば、官庁の調査とは異なり、サンプル調査ではなく、全個数監査であり、全納税者に公平であること。また、納税者、税理士、官庁の三者に、相互の信頼関係が生まれること等々である。
- さらに将来、「税務監査基準」等を作成し、各税理士の恣意的部分を極力少なくし、例えば、商法に合しない財務諸表の作成をした場合の問題などを解決しないと行き詰まりになる虞れが十分にある。こうして相互の信頼性向上の手を打つこそ、眞の制度への道が開かれるものと確信する。

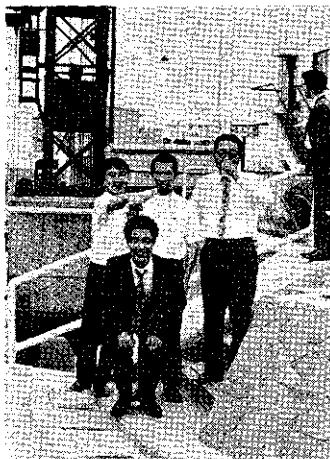


# 盛岡で全国青税研修会開催される

西 川 広（岩手）

全国青税では地方の個人会員の組織化を重点に置いて、活動を行っているが、去る10月20日盛岡に会長荻野弘康、商法対策特別委員

長湖東京至、税理士制度特別委員長久保田秀雄の三君を盛岡での研修会開催の要請を受けて派遣する。会場は地元盛岡の会員の手に



## 大野真一君（名古屋）

伊勢学

大野さんは税理士開業当時からつき合いであるからかれこれ六年位になる。この間一年先輩であるためいろいろと税理士について教えていただいた。

若さに似つかなが出来た人

本人に云わせると麻雀の実力はあるのだが競技会になると全然勝てず、自ら無冠の帝王と云つていたが、先回の全青税箱根大会で初め優勝をして溜飲を下

げたようであ



ある。だからどうか知らないがみたところ激刺としているとは云いがたい。無類の世話好きであり私の結婚式の司会役まで引き受けてくれた有難い人である。

本人に云わせると麻雀の実力はなぜならば、これまでの競技会には私が必ず参加しておったので実力があるとは云え、私は及ばない為、いつも下位にいたのであるが、箱根大会に限り私が欠席したためである。

長所、当然のことながら頭が良い（税理士の資格十分あり）短所、年間を通してほとんどラクダのモモヒキを愛用している事。特技、一ラウンド百五十ラウンドのプレーをする事。

以上にてゴルフのプレーをする事。

また、研修会の後は盛岡名物“わんこそば食い競争”を行い、会長に統いて両委員長が上作を立て、その意気を地元会員に示し、商法改悪反対運動の成功を約束して散会した。

（紙面の都合上、要旨のみを掲載しました。）

より岩手県民会館が用意され、税理士試験一部合格者も含め一三名の参加者をみて、荻野会長の挨拶

に始まり、商法問題、税理士制度問題について二時間余りにわたって熱心に討議が行われた。地方の場合今年度代議員総会懇談会にも見られたように、ことに商法問題に関しては事の重大さの認識があ

る。但しこれには非常に優位なる条件があったからで本来なら優勝どころではなかつたのである。

なぜならば、これまでの競技会には私が必ず参加しておったので実力があるとは云え、私は及ばない為、いつも下位にいたのであるが、箱根大会に限り私が欠席したためである。

長所、当然のことながら頭が良い（税理士の資格十分あり）短所、年間を通してほとんどラクダのモモヒキを愛用している事。特技、一ラウンド百五十ラウンドのプレーをする事。

以上にてゴルフのプレーをする事。

また、研修会の後は盛岡名物“わんこそば食い競争”を行い、会長に統いて両委員長が上作を立て、その意気を地元会員に示し、商法改悪反対運動の成功を約束して散会した。

十分にされていないと思われるところもあり、ことにこの点を

十分考慮して商法の問題点を会員に報告すると共に研修会として討議された。その反面、税理士制度問題はことに感心が深く、特別試験制度の廃止問題等を青税のスローガンとして取り入れて欲しいとの要望もあり、これらを中心して税

横山代議士に質問書を送付

利秋（社会党）代議士の発言の中に当選選舉に直接係わり合う箇所があつたので次の如き質問書を送付し、回答を求ることとした。（一月八日）

（1）参議院の自主性につき「党議は生きているけれども、事態急変を受けて、その扱いは参議院のトップに一任する」とはどういうことか。

（2）「原案を作るにも、付帯決議を作るにも、青税連幹部のみが参画している」とあるが、全国青税連は、機関として、正式に参画した事実はないもので、その事実関係の有無を問う。

（3）商法は、税理士対公認会計士の問題だけでなく、国民生活に影響する重要な基本法である、我々が指摘している「改悪の本質」と「税理士と公認会計士の職域争い」は、論外、異質と考えられるが、先生の御見解を問う。

本年度に入つてすでに岩手、青森、福井をはじめ、全国各地に積極的に出向し、懇談会、研修会を行ない、執行部と地方会員との意見交換を重ねており、相互理解は急速に高まっている。

10月20日 岩手県盛岡市

詳細は、本紙西川広記参照

11月8日 熊本

11月22日 高知県高知市  
荻野会長、大西副会長、西川副会長出向。

七月十五日、箱根で開かれた第六回青年税理士連盟代議員総会に私は個人会員として出席した。

私は胸に強く焼付けられた印象を

箱根の山々の鮮かな緑と共に、

日記帳から拾つて見る。

「私は神奈川県選出の共産党国

会議員増本一彦でございます。大

蔵委員として、税と税理士制度の

民主化のため一生を捧げます」

来賓の各党代議士の祝辞のうち

に、特に増本代議士その人が私

印象深かつたのは、少しだけがあ

る。

去る三月二十八日朝日新聞声欄

に書いた「行きすぎた税務署の反

面調査」に答えて、福岡国税局か

ら「反面調査は適法」という反論

が載せられた。

私はその結論をつけたくて、或

る人の紹介で、共産党の大蔵委員

が載せられた。

商法問題を中心に懇談、浜松地区の団体結成の動きも強まる。

荻野会長 寺沢前会長出向し、  
11月20日 長野県諫訪市

制度問題全般と商法改正反対国

民会議の模様について本部より

説明し、質疑を行なう。

地元会員八名出席

11月22日 高知県高知市  
荻野会長、大西副会長、西川副会長出向。

荻野会長、高知の会員が十五名出席

し、質疑を行なつた。

◎制度問題 (大西)

◎地方の動き (西川)

高知、高松の会員が十五名出席

し、質疑を行なつた。

◎商法問題 (大西)

○地方の動き (西川)

高知、高松の会員が十五名出席

し、質疑を行なつた。

○制度問題全般 (荻野)

○商法問題 (大西)

○地方の動き (西川)

高知、高松の会員が十五名出席

し、質疑を行なつた。

○制度問題全般 (荻野)

○商法問題 (大西)

○地方の動き (西川)

高知、高松の会員が十五名出席

し、質疑を行なつた。

○制度問題全般 (荻野)

○商法問題 (大西)

○地方の動き (西川)

高知、高松の会員が十五名出席

し、質疑を行なつた。

○制度問題全般 (荻野)

すが、私達の仕事のことことで、税理士不在の納税者呼出しや調査の事前通知、又は了解なしの反面調査等々、最近の国税当局の非民主的傾向に対して税理士として我慢が出来なかつた。

そして、今偶然にも、私が手紙

を差上げた増本代議士その人が私

の眼の前に挨拶をされている。私はじっと眼を閉じて思いを巡ら

す、幻しの大蔵委員会。

増本委員「私が税務署長をして

いた当時即ち昭和三十六年当時の國税庁長官通達に納税者の了解を得て反面調査をしなければならぬとありました。又歐米先進国の

税務調査はすべて、フェヤブレ

いとありました。

國税庁長官通達に納税者の了解を得て反面調査をしなければならぬとあります。

## 六十才の情熱

### 与田光雄(大分)

い様再び通達致します

かつて、新任の挨拶回りの途中

自動車事故で相手のタクシーの運転手を殴ったという武勇伝の長官

が大蔵委員の前に首をたれる姿が

実にいたしかつた。ハッと長

い拍手の音に気がついた、東の間

の幻の大蔵委員会風景は終つた。

そして、懇談会や翌日の参議院

への国会陳情等、数々の鮮やかな

印象を残して神奈川大会に別れを

つけた。

神奈川大会後五ヶ月経つた。明

日は私の町の小さな税務署での税

理士会、それにつづく懇親会、明

るい談笑の中で私達の要望を当局

に相談しよう「協力の条件」とし

て、納税者の権利を守ろう、それ

でこそ、頼もしき哉一匹狼である

(六十二才)

※筆者は青税連の会員であるが、

最高会員ではない。

全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住

5-25-14

電話 03(803) 2328

税理士荻野弘康事務所内

発行人・編集人  
会長 荻野弘康